

一般競争入札（事後審査型）実施要領

令和3年3月2日制定

（趣旨）

第1条 この要領は、白井市が実施する一般競争入札に関し、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）契約担当課長 白井市行政組織規則（平成15年規則第7号）別表第1で入札の執行に関することを分掌する課の長をいう。

（2）事業担当課長 当該事業を実施する課等の長をいう。

（対象事業）

第3条 事後審査型で行う入札の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、目的物の引渡日が制限されるなど特別な事由がある場合又は事後審査型により実施したが、入札不調等の措置となった場合については、指名競争入札又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）167条の2第8号の規定による随意契約とすることができるものとする。

（1）建設工事又は製造その他についての請負契約で、設計金額130万円を超え1億5,000万円未満のもの

（2）業務委託（建設工事関係の業務委託は除く。）の契約で設計金額（単価契約又は長期継続契約にあつては、全体の予定総額）500万円以上のもの

（3）財産の買入れの契約で、設計金額80万円を超えるもの

（4）財産の借入れの契約で、設計金額40万円を超えるもの

（入札参加者の資格要件）

第4条 入札参加者は、白井市建設工事等入札参加業者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登載されている者のうち、白井市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、当該工事の公告日から当該工事の開札日までの間、受けていない者でなければならない。

2 施行令第167条の4の規定に該当する者及び入札締切日までにおいて次の各号に該当する者は、入札に参加できないものとする。

（1）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該工事の入札日前6箇月以内に手形又は小切手を不渡りした者

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

（3）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

（4）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じる

者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3 事業の種類及び金額並びに性質又は目的により、施行令第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、次の各号に定める事項について、資格要件を設けたときは、当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 適格者名簿における登録工事の等級の格付け
 - (2) 当該工事の工種に係る経営事項審査の総合評定値
 - (3) 当該入札案件に関する実績
 - (4) 入札に参加する者の本店又は営業所等の所在地
 - (5) 当該入札案件の履行に必要な資格及び経験を有する技術者
 - (6) 当該入札案件の履行に必要な官公署の許認可の取得状況
 - (7) 特殊技術、機械器具及び設備等の保有状況
 - (8) 白井市税の納税状況
 - (9) その他、市長が必要と認める事項
- (入札契約審査会)

第5条 市長は、一般競争入札を執行しようとするときは、あらかじめ白井市建設工事等入札契約審査会（以下「審査会」という。）に次の各号に掲げる事項を諮り、意見を聴くものとする。

- (1) 入札参加者の資格要件の設定
- (2) その他必要と認める事項

2 審査会の組織及び運営方法は、別に定める白井市建設工事等入札契約設置要綱によるものとする。

(当該事業の資格要件の決定)

第6条 当該事業の資格要件は、審査会において審査し、決定する。

2 事業担当課長は、一般競争入札参加資格要件等設定資料（別記第1号様式）を作成し、審査会に提出しなければならない。

(入札公告)

第7条 市長は、施行令第167条の6及び白井市財務規則（平成5年規則第3号）第119条の規定により、掲示板への掲示及びインターネットによる公表等の方法により、公告（別記第2号様式）をするものとする。

2 掲示期間は、公告日を含めて5日（白井市の休日を定める条例（平成元年条例第19号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以上とする。

(設計図書等の公表)

第8条 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、公告後速やかに、ちば電子調達システムの入札情報サービスに掲載し、公表するものとする。

(設計図書等の縦覧及び配布等)

第9条 設計図書等は、入札に参加を希望する者又は入札参加資格を有する者に、縦覧及び有償又は無償（電磁的な方法により配布したものを含む。）により、これを配布することができるものとする。なお、縦覧及び配布は、公告で定められた方法により行うものとする。

2 前項の規定により設計図書等が無償配布（縦覧及び貸出を含む。以下この項において同じ。）する場合は、第6条に規定する公告日以降とし、無償配布した設計図書等は、入札開始日時までに、当該設計図書を配布した課へ返却しなければならない。ただし、電磁的な方法により配布したものはこの限りでない。

（入札参加の確認申請）

第10条 当該事業の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。別記第3号様式）に必要事項を記載し、申請期限日までに、公告で定められた方法により提出しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ次の各号により、参加申請者に受理を伝えるものとする。

（1）ファクシミリにより申請書の提出を受けた場合は、電話又はファクシミリにより連絡するものとする。

（2）電子入札システムにより申請書の提出を受けた場合は、電子入札システムにより連絡するものとする。

（3）持参により申請書の提出を受けた場合は、受付印を押印した一般競争入札参加資格確認申請書の写しを参加申請者に返却するものとする。

（入札参加者の決定）

第11条 入札参加者は、第7条第1項に規定する公告の入札参加条件を満たしている者全員とする。ただし、申請書を受理した日から開札日までの間、公告した入札参加条件を満たさない事実があった場合等特別な事由があるときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

2 契約担当課長は、入札参加資格の有無について決定したときは、速やかに競争参加資格確認通知書（別記第4号様式）により参加申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、次の各号により行うものとする。

（1）持参又はファクシミリにより申請書の提出を受けた場合は、ファクシミリにより通知する。ただし、公告で別に定めた場合はこの限りでない。

（2）電子入札システムにより申請書の提出を受けた場合は、電子入札システムにより通知する。

（質問及び回答）

第12条 設計図書等に疑義がある者は、質問書の提出期限日時までに、事業担当課長に、書面又は電磁的な措置により提出するものとする。

2 事業担当課長は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を回答期限日までに、電磁的な措置により回答するものとする。

（入札執行及び落札候補者の決定）

第13条 入札の執行に当たっては、別に定める白井市電子入札約款等のおりとする。ただし、電子入札約款等に定めのない事項等特別な事由があるときは、第7条第1項に規定する公告に明記し、入札の執行をすることができるものとする。

2 入札参加者が1者である場合は、入札を取りやめることがある。

3 契約担当課長は、開札後、落札を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者として、入札参加資格等の審査を行う旨

を保留通知書（別記第5号様式）により通知し、開札を終了するものとする。

4 第11条3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第14条 契約担当課長は、落札候補者に対して落札候補者となった旨を連絡し、資格確認資料を提出させ、落札候補者の入札参加資格の確認を行うものとする。

2 資格の有無の確認は、申請期限日をもって行うものとする。

3 確認の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、契約担当課長は、次順位者から順次確認を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行うものとする。

4 確認の結果、落札候補者の入札参加資格があることを確認した場合、契約担当課長は速やかに一般競争入札参加資格確認書（別記第6号様式）を作成するものとする。

5 市長は、一般競争入札参加資格確認書による審査の結果、落札候補者の入札参加資格があることを確認した場合、当該者を落札者と決定し、落札者決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

6 第11条第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（別記第8号様式）により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

（無資格者への理由説明）

第15条 前条第7項の規定により、入札参加資格がないと通知された者のうち異議のある者は、前項の通知の日を含めて7日以内に書面をもって市長に説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められた日の翌日から起算して3日以内に書面をもって回答するものとする。

（秘密の保持）

第16条 申請者から提出された資格確認資料は、申請者に返還せず、また、次条に定める場合を除き、これを公表しないものとする。

（入札結果の公表）

第17条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条及び同法施行令（平成13年政令第34号）第7条の規定等に基づく情報の公開等については別に定める。

（応募資料の虚偽記載）

第18条 提出された応募資料が明らかに虚偽であり、市長が特に注意を喚起する必要がある場合には、書面により通知するものとする。

2 前項の規定により通知をした場合、悪質と認められる者は、別に定めるところにより、指名停止又は資格抹消等の措置を講ずることができるものとする。

（補則）

第19条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しそ

の都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月2日から施行する。

(建設工事に係る一般競争入札(事後審査型)実施要領等の廃止)

2 この要領の施行に伴い、建設工事に係る一般競争入札(事後審査型)実施要領(平成20年6月1日制定)及び業務委託に係る一般競争入札(事後審査型)実施要領(平成22年2月26日制定)は、廃止する。

第 1 号様式

一般競争入札参加資格要件等設定資料

入札方法	・事前審査型（総合評価の該当 有・無 ） ・事後審査型		
件 名			
場 所			
期 間	契約締結の翌日から 年 月 日まで	設計金額	円
公告予定日	年 月 日	開札予定日	年 月 日
執行理由	(執行伺いの執行理由に合わせて記載すること。)		
概 要	(工法、規模、業務内容等を記載すること。)		
入札への参加資格要件 (案)	1 名簿登載区分	大分類	中分類（工事は不要）
	2 格付要件 (工事のみ、どちらか一方 を記載してください。)	格付け（A～D）	経審点数
	3 地域要件 (本・支店の所在地)		
	4 実績要件		
	5 担当技術者等 の個人資格要件		
	6 その他の要件		
	資格要件の 設定理由	当該工事の規模、工法、内容等を勘案し、確実に履行できる者を選定 するため。	
入札への参 加見込数	者 (※30者未満の場合は、見込み者一覧を添付すること。)		
添付図等 参考資料			

第2号様式
白井市公告第●号

〇〇〇〇の一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

なお、この入札は、ちば電子調達システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

年 月 日

白井市長

- 1 一般競争入札に付する事項
- 2 入札参加者に必要な資格に関する事項
- 3 入札参加申請及び資格確認等
- 4 設計図書等の閲覧及び質疑について
- 5 入札執行
- 6 入札金額内訳書の提示
- 7 入札の無効
- 8 落札者の決定方法
- 9 配置予定技術者の確認
- 10 契約の締結
- 11 随意契約
- 12 契約保証金
- 13 その他
- 14 問い合わせ先

第4号様式（電子入札システム）

企業名称：

代表者氏名：

年 月 日

白井市

白井市長

競争参加資格確認通知書

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

公告日：

調達案件番号：

調達案件名称：

入札開始日時：

入札書提出締切日時：

内訳書開封予定日時：

開札予定日時：

競争参加資格の有無：

理由または条件：

パソコンの不具合等で電子入札ができない場合は、入札書等を紙で提出する「紙入札」への切り替えができます。紙入札の場合は、上記の入札締切日時までに白井市役所へ入札書等を持参（郵送不可）していただくこととなりますので、紙入札への切替を希望する場合は早めに白井市財政課にご連絡をお願いします。

なお、いかなる理由があっても入札締切日時を過ぎてから提出された入札書は受け付けませんので予めご了承ください。

内訳書の提示：

年 月 日

白井市

白井市長

保留通知書

下記の案件について、執行が保留となる旨通知致します。

記

調達案件番号：

調達案件名称：

入札執行回数：

理由：

年 月 日

白井市

白井市長

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知致します。

記

調達案件番号：

調達案件名称：

開札日時：

落札企業名称：

落札金額：

理由：

(商号又は名称) 様

白井市
白井市長

一般競争入札参加資格確認結果通知書

先に開札のあった下記の案件に係る一般競争入札参加資格について、審査の結果、資格がないと認めたので通知します。

記

1. 公告日 : 年 月 日

2. 調達案件名称 :

3. 入札参加資格 : 無

4. 入札参加資格がないと認めた理由

・ 入札参加資格を満たさない項目

・ 満たさない理由

5. 決定理由の説明

入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めるときは、本通知の日から 7 日以内に、(契約担当) 課へその旨を記載した書類を持参により提出してください。